エリアマネジメント広告の掲出における配慮事項について

◇景観の配慮

本市景観条例の色彩の制限基準を準用する。



(2)色彩の制限基準について

建築物、工作物及び屋外における物件のたい積を行う際の遮蔽物については、自然素材で仕上げる場合を除き、外観の各立面につき、3分の1(景観誘導地区では4分の1)を超える面積で下記の色彩を使用することを制限しています。色彩を客観的に示す方法として、日本産業規格(JIS)にも採用されている『マンセル表色系』を採用しています。

【表1 色彩の制限基準】 ※日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値

	色相	明度	彩度
市街化区域	R(赤)	—	4を超える
	YR(黄赤)・Y(黄)	—	6を超える
	GY(黄緑)	—	4を超える
	その他の色	—	2を超える
市街化調整区域	R(赤)	8を超える又は3未満	4を超える
	YR(黄赤)・Y(黄)	8を超える又は3未満	6を超える
	GY(黄緑)	8を超える又は3未満	4を超える
	その他の色(無彩色を除く)	8を超える又は3未満	2を超える
	N(無彩色)	9を超える又は3未満	

・マンセル表色系とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

色相：R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相で色合いを示します。
明度：1.0から9.5の数値で表し、数値が大きいほど明るい色を示します。
彩度：数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。色相によって、最高彩度は異なっています。

■マンセル値による色の表記方法の例

【審査の仕方】

申請する広告のデザインの色彩の色相・明度・彩度を標記してもらい、全体を縦20・横50マス（合計1000マス）に区切り、各マスの色の使用状況を計測。マス内に一部でも制限値を超える色が使用されている場合、制限を超える色のマスとして計測し、全体の4分の1を超える面積でないことを確認する。

◇安全性の配慮

【川　床】: 高さは景観及び交通安全の観点より床面から1.2mまでとし、幅は川床からはみ出さないこと。
落下等をしないよう強固に固定すること。

【人道橋】:広告幕の大きさは橋の規格内に収めること。
落下等をしないよう強固に固定すること。

◇その他事項

・「星川イルミネーション」及び「地域の公共的な取組」であることが分かるように「星川イルミネーション協賛企業」と「私たちは星川を応援しています」の文言を記載する。
・広告掲載箇所については、イルミネーション各エリア1か所につき最大4つまでとする。